

容器保安規則を改正する省令等について

令和3年5月29日
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、超低温容器、金属ライナー製一般複合容器、液化石油ガス用一般複合容器において、刻印および表示の方法について規制の合理化を行うとともに、今般英国が欧州連合（EU）から正式に離脱したことを受け、現行規定の一部を見直すものとする。

(2) 改正を行う法令等

- ・容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下、「容器則」という）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号。以下「基本通達」という。）
- ・保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（20180323保局第11号。以下、「保税通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

具体的な改正内容は下記4点。

- ①超低温容器・金属ライナー製一般複合容器・液化石油ガス用一般複合容器における容器検査時の刻印について、アルミニウム箔に刻印する方式に加え、印字による表示も認める。【容器則、基本通達】
- ②液化石油ガス用一般複合容器について、実測値に加え代表値による内容積の表示も認める。【基本通達】
- ③液化石油ガス用一般複合容器について、氏名等の表示において黒色のインクの使用も認める。【基本通達】
- ④英国のEU離脱を踏まえて、「EU指令に基づきグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する」とされている点について、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国がそれぞれの国内法令に基づき

採用する」と改正する。【保税通達】

以上